

はまゆうは、我等の香り、自然を大切に守りましょう

広報しもだ

10

2021
No. 750

— 主な内容 —

- ・屋外広告物適正化旬間にパトロールを実施しました
- ・11月・12月は、税の滞納整理強化月間です
- ・下田市事業者応援金申請受付について

屋外広告物適正化旬間に パトロールを実施しました

国土交通省が屋外広告物の適正化を一層推進するために定めた屋外広告物適正化旬間（毎年9月1日から10日まで）に合わせ、県では違反広告物のパトロールや県内一斉の簡易除却活動、安全管理の啓発活動等を実施しています。

今年度は、下田土木事務所都市計画課と市役所建設課の合同パトロールを実施し、違反している屋外広告物の現地調査を行いました。

屋外広告物には設置基準が設けられているのを知っていますか？

沿道沿いの店舗が掲示する看板（自家広告物）や、幹線道路から店舗まで誘導する看板（案内看板）は、屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例において設置基準が設けられています。これは、安全管理の面と景観保全の両面から規制を行っています。

幹線道路沿いに設置する案内看板においても設置基準があるほか、店舗や事業所に設置する自家広告物においても規定があります。

詳しくは、市ホームページ又は県景観まちづくり課ホームページでご確認ください。

ご自身が管理している屋外広告物の許可期間が切れていませんか？

屋外広告物は、屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例において、設置出来る期間が定められています。屋外広告物の種類に応じて2～3年の期間において設置することが可能で、許可期間終了後も継続して屋外広告物を掲出する場合には、条例で定められた様式により申請手続を行う必要があります。手続では、申請書類等の提出と同時に、直近の点検結果の報告も義務付けられています。



建設課 寺川主事

長期間掲出された屋外広告物は、サビによる劣化で強度が低くなっていることで、台風等の自然災害で破損することもあります。こうした状態で屋外広告物を掲出し続けることは、思わぬ事故を招く恐れもあり、大変危険です。

こうした事態を招かないためにも、日常的な点検はもちろん、掲出許可期間の更新時期において、条例に定める項目の点検及びその報告をお願いします。

伊豆半島における違反屋外広告物をゼロに！

伊豆半島は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、近年ではユネスコ世界ジオパークの認定を受けるなど、豊かな自然環境を有します。また、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、自転車競技の開催地となるなど、伊豆半島が誇る豊かな自然景観

は、日本のみならず世界中の人が注目する地域となっています。

こうした状況の中、市を含む伊豆半島の各自治体と県は、豊かな自然景観を維持・保全していくため、平成28年4月1日に「伊豆半島景観協議会」を立ち上げ、「伊豆半島景観形成行動計画」を策定しました。計画では、この伊豆半島の豊かな自然景観にそぐわない屋外広告物の是正も課題の一つとし、調査を開始した平成29年12月段階で、2232件あった違反屋外広告物を、令和3年8月末現在までに2046件は正してき



適正化旬間における違反屋外広告物のパトロールの様子

ました。

市では、平成29年12月時点で124件の違反屋外広告物が掲出されていましたが、令和3年8月末現在までに113件を是正し、残り11件となっています。

市においても、下田をはじめ、この伊豆地域にこれまで受け継がれてきた豊かな自然景観を後世に伝えていくため、引き続き違反屋外広告物の是正指導を行います。

市民の皆さま、各事業所の皆さまにおかれましては、適切な屋外広告物の管理にご理解、ご協力をお願いします。

「景観」における取組み

市では、平成16年の景観法施行を受け、平成19年に景観行政団体となり、2年後の平成21年には「下田市景観計画」を定めました。

「景観」とは？

景観学者の中村良夫氏の定義によると『人間をとりまく環境のながめ』にほかならない』とされています。

言い換えるならば、私たちが日々生活する中で目にする風景や景色が、日常・非日常に関わらずどのように感じるのか。それが「景観」という

考え方です。

例えば、旅行に行った際、現地で祭りが行われていたとします。自分の地元ではないにしても、その祭りの風景にどこか懐かしさや、興奮を覚えることがあるかと思えます。この祭りの風景を見て、どのように感じるのか、それが前述した「景観」という考え方であるといえます。

こうした「景観」を守り次世代に伝えていくことを「下田市景観計画」では目標の一つに挙げていますが、それを具体的に、どのように守っていくのか。先ほどの「祭り」

を例に考えてみましょう。祭りを継続して行っていくためには、毎回一定数以上の参加者が必要となるでしょうし、「祭り」の雰囲気合う「まちなみ」を維持していくことも大切です。

「景観」という考え方が提唱される以前は、こうしたことはごくごく当たり前でありましたが、社会情勢の変化により、当たり前でなくなっている現実があります。

下田のまちでも同様に、現市民文化会館建設に伴う旧下田小学校解体は、まちなみを大きく変えてしまいました。無くした後気付く本来のまちの風景は、壊すことは簡単である一方、元に戻すことは容易ではありません。

こうした経験を繰り返さないため、「下田市景観計画」では、市民が誇りに思い「下田らしい」と感じるものを「下田まち遺産」と名付け、それらを保護保存、活用していくことを目標としました。これまで受け継いできた下田の景観を次世代に引き継ぎ、今の私たちが「下田らしい」と感じる「下田まち遺産」を守っていきたいと考えています。



『下田まち遺産手帖』はVol.19まで発行中



稲生沢小学校での出前講座の様子

また、こうした考え方の普及啓発として、市内団体や小中学校への出前講座の実施、『下田まち遺産手帖』作成・発行などの広報活動にも力を入れています。

景観法に基づく届出書の提出があるのを知っていますか？

これまで「景観」について説明しましたが、こうした風景や景色を守っていくためには、その地域で計画される建築物や開発事業などが大きく影響してきます。

景観法では、景観行政団体の長が定めた範囲において、一定規模の事業を行う場合に、届出書の提出を求めることができます。市では「下田市景観計画」において、市域全域を対象に、一定規模以上の事業を行う場合には、届出書を提出する必要があります。

これは、私たちが受け継いできた「下田らしい」景観を次の世代に繋げるため、それぞれの立場で「景観」について考えていただきたいという考えのもと、取り組んでいるものになります。この記事をきっかけに、少しでも「景観」について考えるきっかけになればと思います。

問合せ先

建設課都市住宅係

☎22219

マイナンバーカードを使って住民票などが コンビニエンスストアで取得できます

問合せ先 市民保健課市民係（窓口②） ☎22215

取得できる証明書	利用できる店舗	利用できる時間
住民票の写し	セブン - イレブン	6時 30 分～ 23 時
印鑑登録証明書	ファミリーマート	（年末年始・システム休止日を除く）
所得証明書	ローソン	※戸籍謄抄本・附票については、 8時 30 分～ 17 時 15 分
課税（非課税）証明書		
戸籍全部（個人）事項証明書（※）		
戸籍の附票の写し（※）	※下田市に本籍がある方	

利用時の注意

- ・下田市に住民登録がない方が戸籍を取得する場合は、事前にマルチコピー機から利用申請が必要です。（承認まで5日程度かかります）
- ・15 歳未満の方、成年被後見人、戸籍に異動のあった方、同じ住民票に転出予定の方がいる場合は利用できません。
- ・暗証番号を3回連続で間違えた場合にはカードが利用できなくなります。

※ 10 月 8、22 日（金）は、マイナンバーカード交付のための窓口を延長します。



マイナンバー

10月24日は
**参議院静岡県選出
議員補欠選挙**
投票日

参議院静岡県選挙区選出議員の辞職を理由とした補欠選挙が執行されます。

投票日 10月24日（日）
選挙区 静岡県
欠員 1名
任期 令和4年7月まで

投票ができる方

平成15年10月25日までに生まれた人で、令和3年7月6日までに転入届を提出し、引き続き3か月以上下田市に住まいの方

※他市町村から転入した方

令和3年7月7日以降に県内の市町村から転入した方は、下田市では投票できませんが、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票

投票日に仕事、用事などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

手帳等の区分	障害の種別	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	肝臓、免疫の障害	1級、2級または3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護認定区分が「要介護5」の方	

不在者投票

選挙期間中、仕事などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。事前に下田市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

郵便による不在者投票

次の表に該当する方は、郵便による投票ができますので、下田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹、移動機能の障害	両下肢、体幹の障害	要介護認定区分が「要介護5」の方
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	
肝臓、免疫の障害		

期日前の分散投票にご協力ください！
期日前投票の最終日に近づくほど混雑が予想されます。早めの期日前投票にご協力ください。



問合せ先
下田市選挙管理委員会事務局
☎22211

- ・鉛筆を持参し、投票用紙に記入することができます。
- ・咳エチケット、マスクの着用、来場前後の手洗いに協力ください。
- ・周りの方との距離を保つようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症
対策について

新型コロナウイルス感染症により自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができますので、下田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

特例郵便等投票

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です！！

～納期内納付をお願いします～

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦） ☎22218



市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方に決められた納期限までに納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、県と連携して納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

【市税の滞納解消に向けて】

近年の景気の低迷により、市税収入が減少している中で、市税の滞納は市財政を圧迫する大きな要因となっています。令和2年度の徴収率は、95.0%と前年度に比べやや向上していますが、依然厳しい状況にあります。

市税の滞納は、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【滞納処分の強化について】

税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対しては、「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携して、財産調査を行った上で、差押、捜索、公売などの滞納処分を行います。徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、滞納処分の強化を図ります。

滞納処分の流れ

督促状の発送

納期限の約20日後に督促状を発送します。

財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社などに対し、質問及び調査を行います。

財産差押

財産調査で判明した財産を差押えます。

換価・配当

差押えた財産は、取立てや公売により換価（換金）し、得た代金は滞納金に充当します。

【賀茂地方税債権整理回収協議会の取組】

平成28年4月から、静岡県と賀茂地域6市町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、滞納者には財産調査、差押、捜索などの滞納処分の強化を行ってきました。

賀茂6市町の体制で取組を続けた結果、設置後の5年間で市税全体の徴収率は6.5%向上し、収入未済額は約2億9千万円縮減しました。

今後も引き続き、徴収体制の維持・強化に取り組んでいきます。

【困ったときは、早めのご相談を！】

病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦） ☎22218 にご相談ください。

防災かわら版 ～補助制度について～

問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑩） ☎364145

市では、令和3年度も引き続き、家庭での防災対策を促進するため、各種補助制度を用意しています。
補助制度を活用し、家庭内防災対策を実施しましょう。今回は、地震発生時の各家庭からの通電火災による被害を防止する感震ブレーカー設置費補助制度と家庭内家具等転倒防止促進事業費補助制度をご紹介します。

感震ブレーカー設置費補助制度

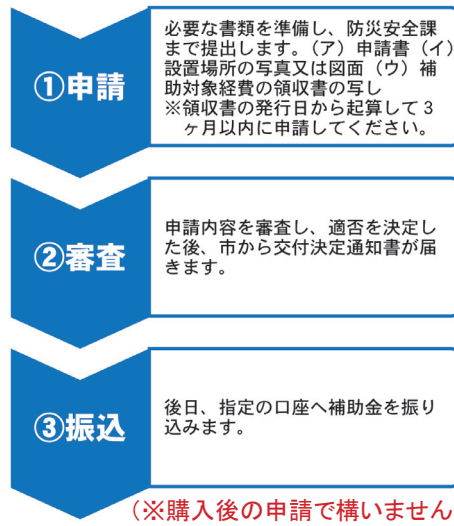
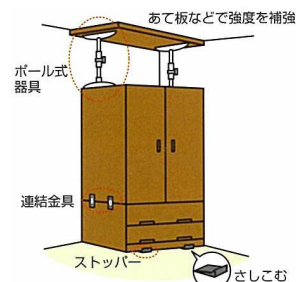
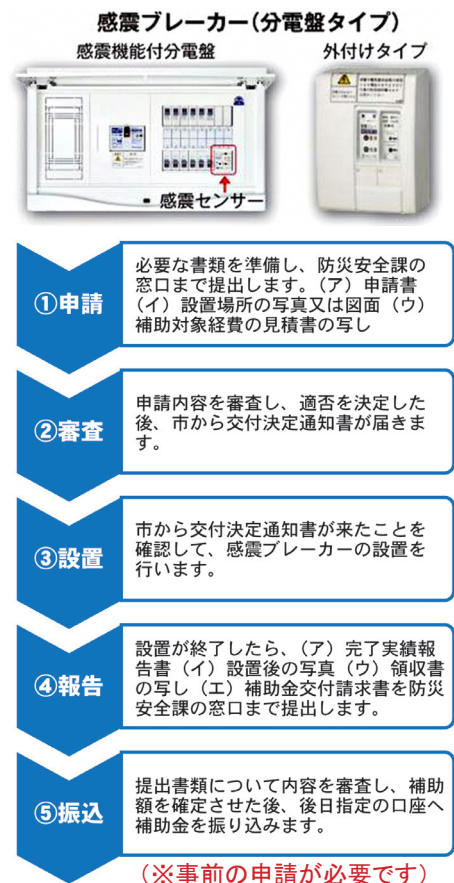
阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち、原因が特定されたものの約6割が電気器具や電気配線などの電気関係によるものとされています。感震ブレーカーは、一定規模以上の揺れを感知すると、自動的に電気の供給を遮断し、電気による出火を防ぐ装置です。各家庭に設置することで電気による出火が防止され、他の住宅等への延焼を防ぐことで火災による被害を大きく軽減することができます。

対象者
①市内に住宅又は併用住宅を所有又は居住している個人 ②市内に自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人 ※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているものです。
補助対象経費
感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費
補助金額
補助対象経費の3分の2以内の額（上限5万円） ※ただし、千円未満の額は切捨て

家庭内家具等転倒防止促進事業費補助制度

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により多数の方が亡くなられ、怪我をした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。過去の教訓を踏まえ、自分の命だけでなく、大切な家族の命も守るために、家庭で出来る地震対策を実施するようにしましょう。特に、就寝中は無防備になります。地震の揺れで、倒れてくる家具で怪我や避難経路をふさいでしまうのを防ぐことができます。

対象者 （①と②のいずれにも該当する方）
①市内に住所を有する者 ②転倒防止器具を設置する住宅又は併用住宅の所有者又は居住者 ※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているものです。
補助対象経費
①自ら家具等の転倒防止器具を取り付ける場合の購入費 ②家具等の転倒防止器具の取付けを事業者に依頼する場合は購入費及び設置工事費に要する経費
補助金額
補助対象経費①の場合 補助対象経費の2分の1以内の額（上限1万円） 補助対象経費②の場合 補助対象経費の2分の1以内の額（上限2万円） ※ただし、転倒防止器具に係る費用として1万円、取付けに係る費用として1万円の合算額とする（なお、千円未満の額は切捨て）。



下田市事業者応援金申請受付について

問合せ先 産業振興課地域経済促進係 ☎23914

市は、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による時短・休業要請又は外出自粛等の影響を受けた事業者を支援するために応援金の給付を行います。

1 対象事業者

- 市内に事業所等を有し、令和3年9月27日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- 事業収入（売上）があり、法人税、所得税の確定申告を行っていること。
- 令和元年又は令和2年7月若しくは8月のいずれか一月の事業収入が10万円以上であること。（新規開業の事業者は市HPを御確認ください。）
- 令和3年7月又は8月のいずれか一月の事業収入が、令和元年又は令和2年の該当月と比べて減少していること。宗教上の組織又は団体等及び政治団体、下田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合は対象外です。

2 応援金の支給額

区分	対象事業者	応援金の額
①	飲食店と直接・間接的に取引のある事業者	10万円 / 1事業者
②	外出自粛等の影響を受けた事業者	10万円 / 1事業者
③	①②いずれにも該当しないが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者	5万円 / 1事業者

3 応援金の申請受付期間

令和3年10月29日（金）まで（申請受付期間の消印有効）

4 受付方法

- （1）申請書類の提出

提出方法は、感染拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

（宛先）〒415-8501 下田市東本郷1-5-18
下田市産業振興課 地域経済促進係 宛て

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- （2）応援金に関する問合せ先

産業振興課地域経済促進係

☎23914

※詳細は市ホームページにてご確認ください。

山林で作業やハイキングをされる方へ

今年度の県内における狩猟期間は次のとおりです。

●イノシシ及びニホンジカ

11月1日（月）～3月15日（火）

●その他の狩猟鳥獣

11月15日（月）～2月15日（火）

上記期間中、「わな」「猟銃」「網」を使用した狩猟が行われますので、次のようなことにご留意ください。

- ☆ 目立つ色の服装を心がける。（白色は避けること）
- ☆ ラジオや鈴など音が鳴るものを携帯する。

問合せ先

静岡県くらし・環境部 環境局 自然保護課
☎054-221-2719
産業振興課農林係 ☎23914

中小企業等応援金

飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響により、売上が減少した県内中小企業などを対象に、国の「月次支援金」に県独自の要件緩和や酒類販売事業者への上乗せを行う「中小企業等応援金」を給付します。

申請受付

9月中旬以降（専用サイトまたは郵送）

問合せ先

応援金コールセンター
☎0120-880-380
9時～17時（土日・祝日含む全日）



県ホームページ

10月 は 里親 月 間 です

子どもたちは、 暖かい家庭生活を提供して くれる里親を求めています

問合せ先 福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216



子どもが健やかに成長するために、はたたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で養育されることが難しい子どもたちがいます。

里親制度は、このような子ども達を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって、家庭的な雰囲気の中で養育する、児童福祉法で定められている制度です。

里親になるには？

特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。

- ①子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること
- ②心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること
- ③子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること（親族里親は除く）
- ④禁錮以上の刑を執行中又は執行猶予期間中でないこと

里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

里親になったら？

児童相談所が面会や交流を繰り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。子育ての悩みや不安には、児童相談所が相談に応じます。

里親の種類は？

里親には、委託期間や目的などによって4種類あります。

- 養育里親**：子どもが自らの家庭に戻る事ができるまで、又は自立できるまで養育する里親
- 専門里親**：虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある（非行に結びつくおそれのある）子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親
- 親族里親**：保護者が亡くなった又は行方不明等となった子どもを、その子どもの3親等内の親族が里親としての認定を受けて養育する里親
- 養子縁組希望里親**：養子縁組によって養親となることを希望する里親

問合せ先

里親の申込みについて
福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216
賀茂児童相談所
☎242038

里親制度について
県子ども家庭課
☎054・221・3760
賀茂児童相談所
☎242038

下田おもてなしプログラム参加者募集

市及び（一社）下田市観光協会では、日々変化している「下田の観光」について知ってもらうため「下田おもてなしプログラム」を開催します。この研修は、市内観光施設を実際に見学してもらい知っているようで知らなかった下田の魅力を再認識し、訪れた方に紹介できるような研修となっています。

主に観光業従事者を対象とした研修ですが、一般市民の皆さまもご参加いただけます。

開催日時 令和3年 10月 22日（金）9時集合
(17時頃までを予定)

集合場所 道の駅開国下田みなと 4階会議室3

研修内容 講話及び市内観光施設等の見学
(見学場所は変更になる可能性があります。)

参加費 無料
(昼食は各自負担。下田ガイドマップ加盟店をご利用ください。)

募集人数 10人 ※事前予約制

申込期限 10月 15日（金）

備 考 参加者は市内在住者限定
※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。
※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止とさせていただきます。

申込・問合せ先
観光交流課観光企画係（窓口⑪） ☎23913

10月 は 浄化槽 月 間 です

浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化し、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。地域の水環境を守るため、適切な維持管理を行いましょう。

保守点検

浄化槽の保守点検、付帯設備の補修や消毒剤の補充などを行います。専門的な知識を持った浄化槽保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りを行います。浄化槽清掃業許可業者に委託して、年1回以上実施してください。

法定検査

保守点検、清掃により浄化槽の管理が適切に行われているかを検査します。浄化槽法第11条により年1回受検が義務付けられています。県指定検査機関にお申込みください。

指定検査機関
(一財) 静岡県生活科学検査センター
☎054 - 621 - 5863

問合せ先
環境対策課（清掃センター内） ☎22213
賀茂健康福祉センター環境課 ☎242053

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

問合せ先 厚生労働省コールセンター ☎0120-811-166
福祉事務所社会福祉係（窓口⑥） ☎22216

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国から給付金が支給されます。

※ひとり親世帯の子育て世帯生活支援給付金を受給された方は対象外です。

児童1人当たり一律 50,000 円		
対象	対象	対象
令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の受給者のうち、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方	高校生のみのお子さんがいる世帯で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が非課税水準である人
申請 不要	申請 必要（市に申請） 期限 令和4年2月 28 日まで	申請 必要（市に申請） 期限 令和4年2月 28 日まで
支給時期 8月末（支給済）	支給時期 受付審査後	支給時期 受付審査後

助けあい、支えあう「年金」ってとても大事



年金というと、「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代の方でも、病気やけがなどで障害が残ったときに、「障害年金」が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日（最初に診療を受けた日）に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります（初診日が国民年金に加入中の場合は、障害基礎年金になります）。

次の条件を全て満たしている場合、**障害基礎年金を受給できます**。

◎ 20歳で国民年金に加入しているときや、20歳前又は60歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因になった病気やけがの初診日がある。

◎ 病気やけがによる障害の程度が、**障害認定日**（※）又は20歳に達したときに、障害年金の1級又は2級の状態になっている（障害者手帳の級とは異なります）。

※障害認定日とは

障害の程度を定める日、初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が変わらなくなった（固定した）場合はその日。

◎ 初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日のある前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。

よくある質問

Q 通院を始めてから遡って未納期間の国民年金保険料を納付しても、障害基礎年金は受けられますか？

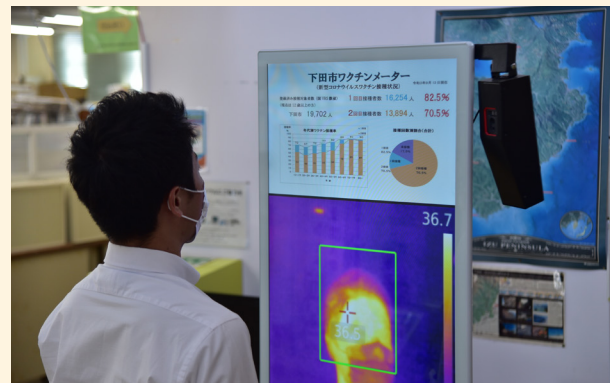
A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態で確認します。

問合せ先
市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎23922

～下田のデキゴト～



8/25 日米サーフィン代表からのお礼
市内中学生が応援メッセージを寄書した国旗を日米サーフィン代表チームに送り応援したお礼に東京五輪で活躍した両国の代表チームよりサイン入りTシャツが送られてきました。金・銀・銅メダルおめでとう！



9/7 接種率が一目でわかる！
ワクチン接種の状況が一目でわかるように「下田市ワクチンメーター」を作成し可視化しました。接種率を公開して接種を受けようという前向きな行動につながればと、毎週水曜日に最新情報を公開していきます。



9/21～30 守ろう！交通ルール
『秋の全国交通安全運動』が21日から30日まで10日間にわたり開催されました。21日早朝と28日夕方に交通安全関係団体による街頭指導が行われ、のぼり旗でドライバーに注意啓発を行いました。



9/6 熱海市への災害派遣
土石流による被災地支援として市職員1名を熱海市へ派遣しました。建物が全壊、大規模半壊になった住民に支援金を給付する事務を行いました。近年多発する自然災害における業務を肌で学ぶことができた5日間でした。



9/10 下水道の日 キャンペーン
下水道の日に併せて、下水汚泥をリサイクルした堆肥と花の種を、市内7小学校及び公立幼保こども園3園に配布しました。下水道について学習する子どもたちの興味を持つきっかけとなってくれるとうれしいです。



9/23 ホストタウンオンライン交流会
米国ホストタウンが集うオンライン交流会に参加しました。ホストタウンの子ども達から、東京大会のアメリカ代表選手へお礼や今後の活躍を応援するメッセージが伝えられ、交流の発展に繋がるものになりました。

**9月の
できごと**

1日 下田幼稚園・
下田認定こども園（幼稚園部）始業式
8日～ 市議会9月定例会議

10日 「下水道の日」キャンペーン
19日 市職員採用試験 秋日程
21日～ 秋の全国交通安全運動街頭指導

地域子育て支援センター通信

問合せ先 地域子育て支援センター ☎072200



11月の予定

- 1日(月) まっちゃんと遊ぼう(つながり遊び歌)
講師 町田浩志先生
 - 4日(木) めだかルーム 9時～11時30分
 - 5日(金) ふれあい遊び ※午後閉館(清掃・消毒)
 - 10日(水) あひるルーム 9時～11時30分
 - 12日(火) 誕生会
 - 15日(月) 体育館で遊ぼう 9時30分～11時
場所:市民スポーツセンター(サンワーク)
 - 16日(火) 知育ヨガ 講師 村瀬励子先生
 - 17日(水) うさぎルーム 9時～11時30分
 - 19日(金) ふれあい遊び ※午後閉館(清掃・消毒)
 - 22日(月) 発育測定・育児相談・栄養士講話 9時～11時
保健師・栄養士来所
 - 25日(木) 8020虫歯予防教室 10時30分～11時15分
 - 30日(火) タッチセラピー&レスキューアロマ
講師 猪又留美先生
- ※予定は変更になる場合があります。
詳細は子育て支援センターまでお問い合わせください。



プール遊び

さわやかな風が吹き、過ごしやすい季節になってきましたね。支援センターでは10月に、まどが浜海遊公園のおでかけ広場や、年齢別ルーム(うさぎルーム)では敷根公園の散策を計画しています。戸外に出て自然の中で一緒に外遊びを楽しんでみませんか。皆さまのご参加をお待ちしております。また、朝夕と日中との気温差が大きくなってきました。薄着を心がけながら衣服の調節をしていきましょう。



誕生会 ふれあい遊び

こんにちは、市長です

スポーツの日になんで



10月10日。昭和39年のその日、東京五輪の開会式が行われたことから、長い間、「体育の日」として親しまれていました。が、昨年から、「スポーツの日」として10月の第2月曜となっています。(今年は東京五輪で7月24日)さて、今回はパラリンピックのお話です。前回の東京五輪のときにも開催されましたが、その内容はあまり知られていません。当時はまだ偏見が根強く、選手たちも初めのうちは消極的だったそうです。では、今年の東京パラリンピックはどうだったでしょう。私には忘れられないシーンがいくつもあります。一つ目が女子水泳の山田美幸さん(14歳)。両腕がないスイマーで、足でキックしながら前に進もうとするひたむきな姿と、準優勝になった瞬間の14歳の初々しい笑顔が印象的でした。次は、ラケットを口でくわえて卓球をするエジプト代表のイブラヒム・ハマトさん(48歳)。首を振って玉を打つ。多様な価値を認め合おう、と言われます。私達は一人一人違う。肌の色も言語も宗教も。得意なこと苦手なことも人それぞれです。でも、だからこそ私たちは互いに認め合い、共生していくことが求められるという考え方です。長引くコロナ禍で人々の絆に亀裂が入り、つい批判的な言葉が口をついてしまいがちですが、他者を思いやり、温かい社会を築きたい。皆さんと一緒に人にやさしい町を目指していきたいと思っています。

下田 インフォメーション

Jアラート
(全国瞬時警報システム)の
試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃などの緊急時に、Jアラート(全国瞬時警報システム)から送られてくる国の緊急情報を、同報無線を用いて市民の皆さまへ確実にお知らせするため、国民保護情報の試験放送を実施します。この機会に、市民の皆さまも、短い時間であわてずに身を守る行動について考えてみましょう。

国民保護情報訓練

日時 10月6日(水) 11時頃

問合せ先 防災安全課防災係

(窓口⑩) ☎364145



10月の納税

納期は11月1日(月)

市県民税 3期
国民健康保険税 6期
介護保険料 4期
後期高齢者医療保険料 3期
※納期内に納めましょう
※納税は便利な口座振替で

歯周疾患検診(無料)の
お知らせ

無料で4000円相当の歯科検診が受けられるチャンス! ご家族等に対象の方がいましたら、ぜひお声掛けをお願いします。

対象者 40・50・60・70歳の方(令和4年3月31日現在の年齢)

期間 令和4年2月28日まで

対象歯科医院 賀茂地域指定医療機関(市内歯科医院は全て対象)

※対象の方には8月中に郵便にて通知しています。

問合せ先 市民保健課健康づくり係

(窓口⑤) ☎22217

暮らしなんでも相談

日常生活で起きるトラブルや悩みごと、困ったこと(心の悩み、消費生活、住まい、

献血のご協力をお願いします

日時 10月11日(月)

①10時30分～12時

②13時30分～16時

場所

①下田警察署

②下田総合庁舎

問合せ先 福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216

市制50周年記念

特別展

『静岡の仏像+伊豆の仏像』

企画展

『鐫木清方《築地川》の世界』

静岡市のお堂と、伊豆南部の寺院やお堂に伝わる薬師如来像、そのお像を囲む、みほとけを展示する展覧会です。

静岡と伊豆、遠く離れた二つの地域に共通する、病を癒す薬師如来信仰の形跡を、貴重な仏像の数々でご紹介します。

また新収蔵となった鐫木清方の画帖《築地川》を紹介する企画展を同時開催します。

静岡と伊豆のみほとけ、明治時代の情緒漂う鐫木清方の

絵画を併せてお楽しみください。

10月9日(月)～令和4年1月10日

9時30分～16時30分

料金 大人1000円

大学生500円

高校生以下無料

※10名以上の団体は1割引

日時 10月9日(月)～令和4年1月10日

9時30分～16時30分

料金 大人1000円

大学生500円

高校生以下無料

※10名以上の団体は1割引

場所 上原美術館(宇土金341)

問合せ先 上原美術館

(窓口⑥) ☎2228



曹洞院 薬師如来坐像



坂ノ上薬師堂 如来形坐像

全国地域安全運動実施

10月11日(月)～20日(水)

までの10日間、「全国地域安全運動」が行われます。

この運動は警察をはじめとする地域安全に関係する団体、機関が連携し、地域安全活動をさらに強化し、安心して暮らせる地域社会を実現するために

行われるものです。

下田警察署管内防犯協会

(窓口⑦) ☎2766

問合せ先

下田警察署管内防犯協会

(窓口⑦) ☎2766

生きがい、介護、法律など、どこに相談すれば良いかわからない時の相談窓口です。悩みごとと一緒に考え、専門的なアドバイス先を案内します。 ※なお、相談・取次ぎは無料ですが、専門家に相談する場合とは別途料金がかかることがあります。

受付時間 9時～17時(平日のみ)

相談受付ダイヤル

ライフサポートセンター東部事務所

☎055192213715

自賠責保険・自賠責共済の二案内

〇忘れていませんか?

自賠責保険・自賠責共済

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和2年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、全て

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

のクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保すること、被害者の基本的な賠償を保障する制度で、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

〇自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

問合せ先 中部運輸局旅客第一課

☎052195218035

下田観光まち歩きガイド

ガイド募集

下田の歴史と一緒に学び、観光ガイドをしてみませんか?

市内及びその周辺の市町村に在住の20代から60代くらいまでの方で、市の自然や歴史、

文化・伝統などに興味を持ち、学習意欲のある方や「下田が好き」な方、「歴史好きな方」や「人と触れ合うことが好きな方」などを募集しています。

次の日程でガイド説明会を行いますので、市観光協会までお電話をいただき説明会のご予約をお願いします。

説明会日程 10月19日(火) 14時から

場所 道の駅開国下田みなと4階会議室2

問合せ先 市観光協会 担当進士

☎221531

10月20日は県民福祉の日

県では、一人ひとりが福祉の意義を考え、行動し、人間らしく豊かに生きることができる福祉社会を目指し、1月1日から数えて294日目にあたる10月20日を県民福祉の日として制定しています。

普段の生活の中にボランティア活動を取り入れてみませんか。

問合せ先 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

☎054125415224

10月18日(月)～24日(日)は

行政相談週間です

雇用、年金、登記、道路など国の仕事やその手続、サービスについて「困っていることがある」「どこに相談してよいか分からない」といったことはありませんか。

住民の皆さまが相談をされる際、身近な窓口になるのが、行政相談委員です。行政相談委員は、総務大臣が委嘱している民間のボランティアです。

定例の相談窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。(秘密厳守・無料・要電話予約)

〇定例相談日

日時 毎月第2・第4水曜日(休日にあたる場合は変更あり)

10時～15時

場所 市役所2階会議室

行政相談委員

・村山登美雄委員(蓮台寺)

・大野美知子委員(大沢)

予約・問合せ先

市民保健課市民係

(窓口②) ☎22215

行政苦情110番

総務省 静岡行政監視行政相談センター

☎05701090110

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント
宝くじの購入で100円につき1ポイントの宝くじポイントが獲得できる!
宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で1ポイント1円としてつかえる!

特典2 購入～受取までネットで完結!
24時間いつでも宝くじの購入可能!抽せん結果も宝くじ公式サイトで確認!
当せん金は、登録した受取口座に自動でお振り込みするので、とっても便利!

特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!
他にもお得な特典や便利なサービスいろいろ!
今すぐ会員登録!



宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

11月の市民相談				
相談日	内容	対象	時間	場所
11月9日 (火)	2歳児健康相談	R元年10月生	8:50	中央公民館
	2歳6か月児健康相談	H31年4月生	～9:50	
11月10日 (水)	市民相談	どなたでも	10:00～15:00	市役所 第2委員会室
	法律相談	(要予約)	9:30～12:00	市役所 第1委員会室
11月11日 (木)	年金相談	どなたでも (要予約)	9:00～12:00 13:00～14:00	市役所 大会議室
11月24日 (水)	市民相談	どなたでも (要予約)	10:00～15:00	市役所 第2委員会室

水道当番工事店 ※修繕費は有料です。		
分担期間	工事店	電話番号
9月27日～10月3日	ヤマト設備工業(株)	23-3570
10月4日～10月10日	須原設備	28-1161
10月11日～10月17日	杉本設備工業(株)	22-3040
10月18日～10月24日	(有)菊地ポンプ商会	22-1085
10月25日～10月31日	土屋設備	22-6506
11月1日～11月7日	(株)外岡組	22-1769 22-1250

受付:「平日」午後5時15分～翌午前8時30分、
「土・日・祝日」午前8時30分～翌午前8時30分

乳幼児健診				
相談日	内容	対象	時間	場所
11月25日 (木)	3歳児健診	H30年9月～11月10日生	12:50	中央公民館
12月17日 (金)	1歳6か月児健診	R2年4月16日～6月15日生	～14:00	

子育てネットワーク通信

問合せ先 子育てネットワーク事務局 ☎22216

●下田わくわくパーク「これば!」☎22216 (福祉事務所)
☆打楽器アンサンブル・フラワービートコンサート
日時 11月20日(土) 10:00～12:00
場所 下田小学校体育館

●ひよこサロン (参加費無料) ☎3294 (社会福祉協議会)
日時 10月21日(木) 10:00～12:00
場所 道の駅「開国下田みなと」4階会議室3
※予定は変更になる場合がございます。

新型コロナウイルス感染症の予防
手洗いの5つのタイミング

①公共の場所から帰った時
②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
③ご飯を食べる時
④病気の人のケアをした時
⑤外にあるものに触った時

8月届 謹んでおくやみ申し上げます				
地区	氏名	死亡日	年齢	
六丁目	土屋 春生	2087		
五丁目	大隅 澄子	1983		
〃	鈴木 基史	1576		
〃	金谷 利雄	2386		
〃	小川 啓敬	2690		
一丁目	泉 静江	2189		

9月届 お誕生おめでとう あかるくすこやかに (敬称略)				
地区	氏名	誕生日	年齢	
柿崎区	須藤 知吉	8月16日		
〃	奥田 優雅	9月15日		
〃	角田 巳国	9月15日		
河内	奥本 旭	9月15日		
西	奥津 真吾	9月15日		

戸籍のまど

8月16日から9月15日届け分

人のうごき		
住民登録人口	9月1日	増減
男	9,939	-21
女	10,658	-9
計	20,597	-30
世帯数	10,630	
出生	6	転入 31
死亡	34	転出 33

9月届									
六丁目	蓮台寺 本間 節子	2186	須崎 糸賀 清 17	須崎 糸賀 清 29	須崎 糸賀 清 27	須崎 糸賀 清 17	須崎 糸賀 清 24	須崎 糸賀 清 16	須崎 糸賀 清 24
蓮台寺	櫻井 義春	3121	加増野 寺川 久美子	1893	加増野 寺川 久美子	1893	加増野 寺川 久美子	1893	加増野 寺川 久美子
須原	土屋 美智子	2867	吉佐美 笹本 勝美	2174	吉佐美 笹本 勝美	2174	吉佐美 笹本 勝美	2174	吉佐美 笹本 勝美
田牛	大久保 保行	1686	武ガ浜 中村 進	1778	武ガ浜 中村 進	1778	武ガ浜 中村 進	1778	武ガ浜 中村 進
柿崎	粕谷 勇	2486	河内 矢田 部 茂	9890	河内 矢田 部 茂	9890	河内 矢田 部 茂	9890	河内 矢田 部 茂
西	佐倉 邦彦	78	西 中 中	81	西 中 中	81	西 中 中	81	西 中 中
〃	相馬 久江	57	〃 土屋 昭代	1394	〃 土屋 昭代	1394	〃 土屋 昭代	1394	〃 土屋 昭代
東	白井 輝雄	81	椎原 白井 昭代	94	椎原 白井 昭代	94	椎原 白井 昭代	94	椎原 白井 昭代
箕作	鈴木 昭代	88	箕作 鈴木 昭代	88	箕作 鈴木 昭代	88	箕作 鈴木 昭代	88	箕作 鈴木 昭代
吉佐美	笹本 重清	1486	吉佐美 笹本 重清	1486	吉佐美 笹本 重清	1486	吉佐美 笹本 重清	1486	吉佐美 笹本 重清
柿崎	糸賀 重清	86	柿崎 糸賀 重清	86	柿崎 糸賀 重清	86	柿崎 糸賀 重清	86	柿崎 糸賀 重清

図書館だより

問合せ先 市立図書館 ☎220352 ●休館日／毎週月曜日、第4木曜日及び祝日

ぜひ図書館にお越しください

図書館だより

成人向け 書名	著者名	出版社	児童向け 書名	著者名	出版社
民王 シベリアの陰謀	池井戸 潤	KADOKAWA	カピバラのだるまさんがころんだ	中川 ひろたか	金の星社
新・山女日記	湊 かなえ	幻冬舎	そらからおちてきてん	ジョン・クラッセン	クレヨンハウス
透明な螺旋	東野 圭吾	文藝春秋	オニのサラリーマン じごく・ごくらく運動会	富安 陽子	福音館書店
砂に埋もれる犬	桐野 夏生	朝日新聞出版	体育がある	村中 李衣	文研出版
娘の遺体は凍っていた 旭川女子中学生イジメ凍死事件	文春オンライン 特集班	文藝春秋	すてきなタータンチェック	奥田 実紀	福音館書店
マンガでわかる わたしの味方になる法律の話	遠藤 研一郎	大和書房	SDGs入門 未来を変えるみんなのために	蟹江 憲史	岩波書店

今月のミニミニあーとぎやらりー

倉内 紀子 「書画」

募集中!ミニミニあーとぎやらりー展示作品

市立図書館には「ミニミニあーとぎやらりー」という展示コーナーがあり、皆様の作品を随時募集しています。絵画、写真、書、手芸、コレクション…何でもOKです。グループでの展示也大歓迎です。興味のある方は図書館までお気軽にお問合せください。

9月のアートギャラリー

水彩画同好会 「水彩画」

メデイカル通信

内科 中村圭吾

パーキンソン病について

私には脳神経内科専門医を指しているところであり、今回はパーキンソン病についてお話をしようと思います。パーキンソン病はドパミンという脳内に存在する物質が何らかの原因で減少していることで生じる疾患です。主な症状には安静にしているときの手足の震え、動きが鈍くなる、筋肉が固まってしまふ、転びやすくなる、歩行がすり足になる、などがあります。また、便秘や立ちくらみ、さらにはあるはずのないものが見えるという幻視や認知症が生じることもあります。1万人に1人が罹患すると言われていますが、65歳以上になると1000人に1人が新規にパーキンソン病と診断されるため、高齢化がすすむ伊豆半島ではよりパーキンソン病と診断される人が多いと予想されます。本来は心臓の交感神経の働きをみる検査や、脳内のドパミンの量を見る検査が必要になりますが、当院にはそれらの検査ができないため、必要に応じて順天堂大学静岡病院や国際医療福祉大学熱海病院等へ紹介をさせていただくこともあります。残念ながら根本的な治療がなく、現在の医療で根治を望むことは難しいのですが、ドパミンを内服で補充することで症状の改善が見込める可能性があります。ここ最近動きが鈍くなってきた、手足が震えてきた、転びやすくなってきたという症状があれば、一度受診をしてみてください。

問合せ先 下田メデイカルセンター ☎2525

わが家アイドル



吉佐美にお住いの

山田 誠司さん・香さんの

長男 ^{むさし}武司 くん (8歳0か月)

長女 ^{りの}梨乃 ちゃん (1歳5か月)

こんにちは！りのです。

歩けるようになって毎日いっぱい歩いて

大好きなお兄ちゃんのところまで

行ってたくさん遊んでもらうんだ♡

みなさんのお宅のアイドルを募集しております。市役所へどしどしお寄せください！

下田市立地適正化計画を策定します

下田市立地適正化計画とは、まち全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する事項などを定める計画です。居住を含めた都市の活動を「誘導」する仕組みがあり、まちの将来像に合わせて都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定します。

計画は、都市再生特別措置法（近年における社会情勢の急激な変化に対応するため、特例などの措置を講じて円滑な社会構造の転換を図ろうとする法律）に位置付けられていて、法律に基づく特例や国による事業支援が、計画に記載した取組みに応じて受けることができます。

立地適正化計画制度のイメージ図



策定スケジュール

令和3年度：現況・課題の整理、下田市グランドデザインの立案

令和4年度：誘導区域・誘導施設、防災指針の検討

市では、土砂崩れ、地震津波、河川洪水など様々な災害リスクへの対応を考えながら、暮らしやすく産業の生産性が向上するような土地利用や施策を計画に位置付けます。策定に向けて、学識経験者、組織団体、市民代表からなるアドバイザー会議や庁内検討委員会を発足して、市民の皆さまや関係機関の方々と検討していきます。

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219

公共下水接続助成金拡充へ！！

浄化槽の処理対象人員に応じて 限度額 7万円～50万円の補助
(新築工事に伴うものは除く) ※令和5年3月31日まで



市ホームページ QR